1. 延長（有料）保育について

有料保育利用料　対象時間・・・・１８時３０分から２０時まで



　利用方法

　＊延長（有料）保育は原則として、当日の朝に料金を添えて申し込みをして下さい。

　＊お仕事の都合で緊急に希望される場合も、必ず当日の１７時までに電話連絡して下さい。

　＊１８時３０分より軽食（お菓子等）がでます。

　　　１７時以降に申込みの場合は、軽食（お菓子等）はご用意できませんのでご了承下さい。

　＊一旦お申込みされますと１８時３０分までにお迎えが間に合った場合も、そのまま料金をいただくことに

　　　なりますので、ご了承下さい。

**※延長（有料）保育を申し込んでいない方も、保育室に１８時３０分までにお迎えに来られていない**

**場合　（駐車場混雑の為等も含む）延長料金の対象となりますので、遅れないように時間に**

**ゆとりを持って送迎して頂きますようお願いします。**

　　　　　　　申し込み方法

　　　　　　　　　　　　　　　月極め・・・・毎月の申込み　前月末に事務所にて受付

　　　　　　　　　　　　　　　日割り・・・・・原則として当日の朝に事務所にて受付

1. 保育短時間認定　　　　　　対象者・・・・短時間保育の方



　　　　　　　　　＊生活保護・市民非課税世帯の減額設定はありません

　　※基本保育時間９時～１７時を超えて（７時～９時に登園・１７時～１８時半に降園）

　　　 保育を利用された場合（駐車場混雑の為等も含む）短時間認定料金の対象となりますので、

　　　　遅れないように時間にゆとりを持って送迎して頂きますようお願いします。

　　　　短時間保育対象の方の保育時間は９時～１７時となります。

　　　　また、やむを得ず 基本時間を超えて保育を利用された場合は、

その都度 理由をお伺いいたしますのでご了承下さい。